

公告

事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公告します。

2024年4月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：モルディブ国海上輸送に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式ーランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型）】

業務名称：モルディブ国海上輸送に係る情報収集・確認調査
（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））

調達管理番号：24a00193

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

調達・派遣改革の各種施策が導入された 2023 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 4 月 17 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モルディブ国海上輸送に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2024年6月から2024年8月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nakashima.Keiko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第三課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
	競争参加資格確認申請書	2024年 4月 26日 12時
	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2024年 5月 8日
1	配付依頼受付期限	2024年 4月 23日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年 4月 23日 12時
3	質問への回答	2024年 4月 26日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年 5月 13日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024年 5月 28日 14時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

(4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 46-47 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、技術提案書等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限： 上記2.(3)参照
- 2) 提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの46-47ページに記載する8点の書類をご提出ください。
- 3) 提出方法： 下記「6. 入札書・技術提案書の提出」を参照し、上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名:「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- 4) 確認結果の通知：上記2.(3)日程の期日までにメールにて通知します。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 入札説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）日程参照
- 2) 提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛、
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1） 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注2） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

- 1) 上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したのものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の 2 営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記 2. (3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記 2. (3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 2. (3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica. go. jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica. go. jp
- ② 件名：(調達管理番号) _ (法人名) _見積書
[例：22a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の 2 営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記 2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書 (電子データ) は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) dを入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
 - 3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算し

ます。

① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100 点

② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額 : 価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額 (N) : 価格評価点 = (予定価格 × 0.8) / N × 100 点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額 (応札額) については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点 (加点分を含む) と価格評価点 70 : 30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.7 + (価格評価点) × 0.3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が 2 者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023 年 11 月から 2024 年 1 月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4 月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

第2章 特記仕様書

第1条 調査の背景・経緯

モルディブ国は、南北に約1,000kmにわたり、1,192の島々から構成される小島嶼国で、人口約52万人が26の環礁・188の住民島およびその他リゾート島等に分散して居住している（国勢調査、2022）。地方の島々を結ぶ公共フェリーサービスは一部環礁間で展開されているものの、伝統的な木造船が用いられているために速度が遅く、ルートも限定されている。また、民間のフェリーサービスが個人・企業により運営されているものの運賃が高いことから、一般市民にとっては交通手段の選択肢が限定されている。特に地方島においては、高等教育以上の教育を修了するための通学や、通院のために島外への移動が発生する機会が多く、公共フェリーサービスが未発達であることは教育や医療等の基礎的社会サービスへのアクセスの障壁となっている。

かかる状況を踏まえ、モルディブ政府は現在、「全国公共フェリー網整備計画事業（Integrated National Public Ferry Network: INPFNP）」を通じて、国内全188の住民島を連結する効率的且つ安価で、利便性の高い公共フェリーサービスの拡充に取り組んでいる。同事業は2019年に国家計画の中の優先課題に掲げられ、2021年以降、全6ゾーン中4つのゾーンで順次サービス提供が開始しているが、コロナ禍による財政状況の悪化などもあり、当初目標とされた2023年までの全住民島への開通には至っていない。また、フェリーサービスの提供にあたっては専用船舶の造船とターミナルの整備が必要であり、当初モルディブ政府はこれらを全国一律の仕様で整備することを予定していたが、エリアにより利用者数や航行環境が異なることから、今後は船舶・ターミナルのいずれについても、より実態に沿った効率的で柔軟な仕様の導入に移行する意向である。さらに、同事業でモルディブ政府が整備中の各島のターミナル設備は、ユニバーサルデザイン等の技術課題に十分対応できておらず、より幅広い乗客の利用促進、安全性確保への対応が急務となっている。また、モルディブ政府は交通セクターの中でもバスなどの分野における環境負荷軽減に取り組んでおり、INPFNPにおいても中長期的に財政面及び環境面で負荷の高いディーゼル燃料依存からの脱却を目指したいとしている。

モルディブ海上輸送分野におけるJICAの支援（予定）としては、INPFNPを所管する運輸・民間航空省に対する事業管理・モニタリング等にかかる能力強化を行う個別専門家「全国フェリー輸送システム強化」（2024年7月-2026年7月（予定））がある。また、JICAは1987年から現在まで、首都マレ島等の海岸防災機能の強化を目的として複数フェーズに亘り護岸整備を支援してきた。具体的には、無償資金協力「マレ島南岸護岸建設計画」（1987-89年）にて南岸に離岸堤を整備し、第1次～4次無償資金協力「マレ島護岸建設計画」（無償）（1994-2002年）においてマレ島周縁を囲む護岸を整備した。また、2004年の津波被害後に実施した「モルディブ津波復興事業」（有償）（2006-2012年）では、マレ島及び他7島の護岸整備や岸壁修理を行った。現在は「マレ島災害に対する強靱性向上計画」（無償）（2024-26年予定）にて、北岸・東岸の護岸補修等を準備中である。

第2条 調査の目的と範囲

（1）目的

本調査は、モルディブ全土における海上輸送分野の状況、INPFNP を含む海上旅客輸送等に係るインフラやサービスの現状を総合的に把握・分析した上で、課題を特定し、同分野の強化に寄与するような JICA の支援方針及び優先度の高い候補案件（主に無償資金協力を想定）の特定と実施計画を策定することを目的とする。

（２）対象地域

モルディブ国全土

（３）想定されるモルディブ側関係機関

- １） 運輸・民間航空省（Ministry of Transport and Civil Aviation）：INPFNP を含む国内の公共フェリー事業を管轄する。
- ２） モルディブ運輸・請負会社（Maldives Transport Contracting Company、MTCC）：INPFNP の公共フェリー事業を運輸省から受託し運航する。
- ３） 建設・インフラ省（Ministry of Construction and Infrastructure）：港（接岸施設）の計画・整備を担う。
- ４） 住宅・国土・都市開発省（Ministry of Housing, Land and Urban Development）：INPFNP に関し、2024 年 2 月の運輸・民間航空省移管前の所管省庁。
- ５） モルディブ港湾公社（Maldives Ports Limited、MPL）：モルディブ国内の貨物港を所管する国営企業。
- ６） 島評議会（Island Council）：各島の公有地に関し使用許可発行等の権限を有する行政機関。

（４）調査の範囲

本調査は、上述の（１）目的を達成するため、「第 4 条 調査実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第 5 条 調査の内容」により構成される調査を計画・実施し、「第 6 条 報告書等」に示す成果品を作成するものである。

第 3 条 調査実施の留意事項

（１）INPFNP の事業進捗状況と先方政府の支援ニーズ

１）INPFNP 進捗と運営状況

- INPFNP において提供される公共フェリーサービス（サービス名称：RTL（Raajje Transport Link））は、モルディブ全土を南北 6 つの Zone に区分し、首都マレ島から遠い Zone から順次、インフラの整備とサービス提供が進められている。現在の運航状況としては、Zone 1（北端）及び Zone 5、6（南端）でフェリーの稼働を開始しており、Zone 2 も一部の環礁で開始されている（但し船舶・ターミナル整備とともに完成段階に近い状態にあるのは Zone 1 のみ）。
- 本事業で整備されるフェリーターミナルは 3 種類あり、大規模なものから順にハブ・ターミナル（Zone Hub）、接続ターミナル（Connecting）、停留所（Ferry Stop）

がある。これまでに Zone 1 で整備予定の全 39 ターミナルの内、27 ターミナルを整備済み(停留所、ハブ・ターミナル、接続ターミナルを含む)。

- モルディブ政府は、2024 年度中に全国で RTL フェリーの就航を目指していたが、コロナ禍による財政状況の悪化などもあり、事業が想定通りに進捗していない状況。なお、マレ島が位置する Zone 3 は最後に着手する予定。
- チケットサービスに関し、現在は専用の RTL アプリか、ウェブ経由でのチケット購入のみ可能(対面販売は未対応)。そのため、スマートフォンを持たない高齢層や、英語が読めない層(オンラインは英語表記のみ)への対応に課題がある。また、銀行との連携が十分できておらず、キャンセルや返金ができない、あるいは時間を要する構造となっており、改善が必要。

2) 先方政府の支援ニーズ

モルディブ運輸省からのヒアリングによれば、現状、以下の支援ニーズがあり、本調査では、これらの支援ニーズに対する日本の支援可能性を検討すると共に、これ以外にも広く海上輸送セクターの情報を収集し、追加的な支援ニーズを確認する。

- 船舶の供与

北～中部の 4 つの環礁 (Noonu, Raa, Baa, Meemu。Zone 2,4 に位置する) で運航する計 18 隻のフェリー (船舶) の供与。

- ターミナル整備 (※)

3 種類のターミナルのうち、ハブ・ターミナル 5 拠点、接続ターミナル 30 拠点の整備 (全域、但し Zone 1 を除く)。

(※) ターミナル整備に関し、運輸省から提案のあった内容は建屋のみ。調査を通じて接岸施設や離岸堤の整備に向けた協力可能性を検討する (但し接岸施設・離岸堤は建設・インフラ省管轄であることに留意)。

3) INPFNP 関連の候補案件提案時の留意事項

先方政府は現状、船舶及びターミナルのいずれも一律の仕様・サイズで全国に整備しているが、各環礁・島の実態により即した仕様に見直す意向を有している。よって、本調査でこれらの整備支援を候補案件として提案する場合、現行の仕様等に対する変更案を調査結果に含めることとする。変更にあたっては、先方政府から入手する利用者データ等を踏まえて推定される将来的な需要や維持管理を考慮し、船舶の排水量 (先方政府のデータ・資料等に基づき環礁・島ごとのおよその需要を踏まえ判断)、主機及び推進方法 (環礁毎の自然条件等を踏まえ判断)、ターミナルの規模及び待機席数、船舶定員数、搭載機器等の項目に関し、適切な施設基準・整備基準を設定の上、環礁・島毎に仕様・サイズを提案することを想定する。なお、これらの仕様の検討にあたっては、モルディブ政府が Zone 1 の船舶・ターミナル整備実施に関し [インパクト評価報告書](#) を発行しているため、参照すること。特にジェンダーやユニバーサルデザイン等に関連した評価・提言を分析し、現地踏査時の利用者等ヒアリングも踏まえ仕様の変更にも活用すること。また、本調査における需要予測は、主に先方政府から得られるデータ等に基づき行うこととし、そのための再委託調査の実施は想定しない。調査開始後、これに

より精度上の重大な懸念が生じる場合は、発注者と受注者の間で速やかに協議し対応を検討する。

モルディブ政府の財政状況等を踏まえると、今後 INPFNP が全国展開されるには時間を要する可能性が高い。協力案を検討する際には、INPFNP による他航路の整備が進捗しない場合に想定される事業の開発効果への影響や維持管理上のリスクについても分析する。加えて、協力案（機材・設備等）にかかる先方の所有権に関しても、運輸省及び INPFNP の運航を担う MTCC の契約内容を踏まえ整理すること。

なお、現状先方政府の支援ニーズの中には首都マレ島のターミナル整備も含まれており、利用者数等の開発効果の観点から支援の優先度は高いが、マレ都市圏については政府が今後大規模な開発計画も検討している。本調査では、可能な限り、マレ島を対象に含む候補案件の提案を検討する方針としつつ（但し地方も排除しない）、事業の実現性に影響を与え得る政府の開発計画については調査を通じて正確な情報を把握し、提案時に留意点として含めること。

4) 運輸省と MTCC の関係性

MTCC は INPFNP の公共フェリー事業を運輸省から受託し運航する国有企業である。運輸省からの聞き取りによれば、当初運輸省と MTCC の契約においては、INPFNP の設備投資を MTCC が担い、運営・運航に関して運輸省から補助金を拠出する予定であったが、MTCC の財政状況を踏まえ、現在フェリー（船舶）の整備に関しても政府補助金を拠出しているとのことである。また、ターミナル（建屋）については土地のみを政府が提供し、整備は MTCC が自己資金で行うこととなっている。INPFNP を通じて整備された船舶・ターミナル等については、現在、MTCC が 50 年間所有権を有することとなっているが、仮にドナー支援によりこれらの整備が行われた場合は、所有権についてモルディブ政府にて別途検討が行われる予定。

(2) 発注者との調査方針・計画に関する確認プロセス

本調査では幅広いニーズ検証や、現地調査等が必要となるが、限られた調査期間中に候補案件等の絞り込みを行うことになるため、発注者と受注者の方向性にずれが生じることを防ぐため、現地調査期間中は定期的（隔週目安）にオンライン会議等を実施する。また、特に下記の時点においては必ず受注者から発注者に対し報告・相談し（メール含む）、発注者の承諾を得て調査を進めることとする。なお、調査終盤においては、JICA 官団員が調査に現地に参加し、先方政府との協議に同席することも検討中。

- 先方支援ニーズが見込まれる船舶・ターミナル整備に係る案件形成余地がないと判明した時点
- 需要予測に関し、既存データを通じた推定では精度上重大な懸念が生じた場合

- 第5条の自然条件・船舶およびターミナル整備状況確認にかかる現地踏査（目視調査）に関し、先方がニーズを提示したエリアから事前に絞り込む妥当性／必要性が確認された時点
- 候補案件の選定基準・候補案件リスト作成時点（優先案件絞り込み前）
- 優先案件（最低3件）ドラフト時点（先方政府説明前）
- 現地調査結果概要報告書（案）作成時点（先方政府説明前）

（3）資料・データ不足の補完

モルディブの現状分析にあたっては、資料・データが十分に整備されていないことも想定されるが、可能な限り聞き取り調査等により資料・データの不足を補完し、分析の信頼度を高めること。

（4）本邦技術の活用及び付加価値の発現³

本調査では調査結果として今後の JICA 支援にかかる候補案件の提案を行うが、提案にあたっては、日本ならではの付加価値発現に向けた本邦技術の活用可能性等を検討し、提案に含めること。本邦技術の適用分野に関しては、船舶・ターミナル整備にかかる工法や、ユニバーサルデザインの導入等による利便性向上、グリーンテクノロジー等の技術によるエネルギー課題解決に寄与するもの等を想定するが、その他にもあれば技術提案書で提案すること（調査開始後にも発注者と協議の上で対象を追加し、幅広く検討することを推奨）。また、先方の支援ニーズとして提示されている船舶及びターミナル整備については、関連しうる本邦企業・技術等について渡航前後の作業期間に予算・技術内容等を含め確認すること。

（5）自然条件

自然条件データに関しては、モルディブ政府が保有するものを受領し活用するほか、研究機関等から入手可能な場合、これを活用する。また、モルディブにおける既存の JICA 調査報告書も活用する。加えて、現場状況の目視での確認が確度の高い案件形成に向けて重要であることから、本調査では現地傭人等を活用した実地の目視調査を想定する。なお、対象エリアは現在までに先方政府の支援ニーズが確認できている船舶・ターミナル整備に関連する地域を想定する。

また、本調査では、ボーリングによる地質調査や音波探査による深淺測量は実施しない。水深調査が必要な場合には、簡易なレッド調査を実施すること。

（6）環境社会配慮

³ 本調査では、候補案件が先方事業の単なる代替とならないよう、日本ならではの付加価値の発現や本邦技術の活用を重視する。技術提案書では、海上輸送分野における付加価値発現・本邦技術の活用可能性について提案すると共に、本調査が求める調査結果のとりまとめに向けて、準備作業を含めた取組み方針を提示すること。

受注者が提案する候補案件については、環境社会配慮面にかかる留意事項の確認を行う。特に優先案件については、以下に該当する場合はダイバーを活用し海底状況等の目視及び撮影での調査を行うことを検討する（再委託可）。

- 優先案件の実施にあたり、実現性に影響を及ぼす海底状況等が想定される場合
- 政府による既存データがなく、目視調査により海底の自然状況等の把握が必要であると判断する場合

（7）モルディブ政治情勢

2023年9月末に実施された大統領選挙にて、野党連合の統一候補ムイズ氏が当選し、11月中旬の就任以降、省庁再編が行われた。このことにより INPFNP の所管が住宅・建設省から運輸省に移管された。新政権はマレ都市圏を中心に大規模な開発計画（マレ島周辺島の埋め立てやインフラ整備等）の構想も有しているが、2024年4月末には議会選挙も予定されているため、選挙結果次第では与党が過半数を得られず、国家計画等の実現性に影響が生じる可能性がある。提案に影響を与えうる政府方針や開発計画、その実施体制等について、最新の情報収集と整理を行う。

第4条 調査の内容

上記第4条を踏まえ、以下の調査を実施する。

【準備作業（2024年6月中旬～7月上旬）】

（1）現地調査の実施方針・計画概要（案）、質問票の作成

既存資料や文献等（研究機関資料や JICA 報告書を含む）により情報収集・分析を行い、モルディブの海上輸送の概況と INPFNP の位置づけと背景を整理する。現地調査開始時の運輸省及び関係機関への説明を念頭に、現地調査の実施方針・計画概要（案）および質問票を発注者と協議のうえ作成する。同文書には、現地調査方針、調査実施体制、調査手法及び作業計画を含める。

（2）海上輸送分野の本邦技術にかかる情報収集

第4条（4）に記載の通り、海上輸送分野に対する支援で活用可能な本邦技術の内容・見積もり取得等の情報収集・検討を渡航前後の作業期間を通じて行う。

（3）発注者との協議

上記（1）（2）を踏まえ、発注者と協議の上、現地調査の実施方針・計画概要（案）と質問票を完成させる。

【現地調査（2024年7月上旬～8月中旬）】

（1）モルディブ政府及び関連機関への調査方針説明

準備作業期間で作成した現地調査の実施方針・計画概要に基づき、先方への調査方針説明を行い、内容に関し了承を得る。

（2）モルディブ政府及び関連機関からの情報収集

第3条（3）に記載の関係機関と以下の点を確認する。

- ① モルディブ政府による国全体及びマレ首都圏の開発計画
- ② モルディブ政府の海上輸送分野全般の政策・制度・方針・計画・法規制・予算状況・最新の省庁毎の所掌・権限
- ③ 現行の海上輸送サービスの実施体制・維持管理体制・需要及び将来的な需要予測・サービス毎の特徴及び相違点（公共・民間のいずれも含む）
- ④ MTCC 概要（組織体制、技術面でのキャパシティ、財政面にかかる収支・補助金内容・規模・見通し等含む）
- ⑤ モルディブ政府等が保持するデータ（最新の経済社会データ、各海上輸送インフラに関連する自然条件データ（波、潮位、水深、風、高潮、気候等）、気候変動影響及び将来予測、災害リスク）
- ⑥ モルディブ政府の環境社会配慮関連法令・制度・基準・関連組織、環境社会配慮上関連のある社会環境・自然環境データ（保護区、サンゴ礁生態系等の位置関係含む）
- ⑦ INPFNP の事業進捗状況、運航体制、今後の計画、課題、予算状況
- ⑧ INPFNP の船舶・ターミナルの詳細な仕様・設計案、課題（ジェンダー、ユニバーサルデザイン等の観点含む）
- ⑨ モルディブにおける海上輸送サービス関連産業の概況（造船・ターミナル整備等）
- ⑩ 関係機関・他ドナー等の調査によるデータ、過去の支援実績等

（3）自然条件

上記（2）のデータを踏まえ、先方ニーズの確認ができていない船舶・ターミナル整備にかかるエリアを主な対象として、実地の目視調査を行い、以下の事項を確認する。また、海底状況に関しては目視での確認が困難なことから、特に優先案件に関連するエリアについてダイバーの必要性を検討する。

- ① 地形・海底状況、海岸地形
- ② 水深
- ③ 周辺地盤

（4）インフラ整備・利用状況

関係者・利用者へのヒアリング及び現地視察等を通して以下を確認する。

- ① INPFNP のターミナル（建屋及び接岸施設）の仕様、ニーズに対する適性
- ② ターミナルの周辺構造物
- ③ 離岸堤・係留施設・ナビゲーション施設

- ④ ターミナル近隣の岸壁状況
- ⑤ フェリーと陸上交通手段の接続状況
- ⑥ ジェンダー配慮、ユニバーサルデザイン等の導入による利便性向上への取り組み状況、安全対策
- ⑦ ターミナル運営・維持管理体制、(船舶・旅客・貨物量等の)処理能力

(5) 船舶整備・利用状況

関係者・利用者へのヒアリング及び現地視察等を通して以下を確認する。

- ① INPNFP の船舶仕様のニーズに対する適性
- ② 公的・民間フェリー運航・利用状況
- ③ 貨物運搬状況(貨物船と旅客船の区別、旅客ターミナルにおける貨物運搬量及び貨物輸送整備状況のフェリーサービス利用者への影響)
- ④ INPNFP 導入前後の便益変化・課題等に係る情報収集及び住民ヒアリング
- ⑤ ジェンダー配慮、ユニバーサルデザイン等の導入による利便性向上への取り組み状況、安全対策
- ⑥ 燃料補給地点・燃料使用状況

(6) 環境社会配慮関連

上記(2)で収集した環境社会配慮関連情報に基づき、候補案件にかかる環境社会配慮上の留意事項を整理する。第4条(6)及び上記(3)に記載の通り、特に優先案件について海底状況の確認が望ましい場合は、ダイバーによる再委託等の調査を認める。

(7) 課題の分析及び対策の検討①(候補案件リストの作成)⁴

上記(1)から(6)を踏まえ、モルディブの海上輸送分野における JICA の協力方針及び候補案件(主に無償資金協力を想定)、その中でも特に優先して実施すべき案件(優先案件)にかかる提言を行う。候補案件等の検討にあたっては、事前にその選定基準について発注者の確認を得る。基準には、以下の内容を含むことを想定するが、調査段階での受注者からの追加提案も認める：

【候補案件 選定基準(案)】

現地ニーズ・具体的な開発効果(裨益人数、見込まれる社会・経済的便益)・日本の技術や知見の比較優位・本邦企業等の裨益・ビジビリティ

加えて、各候補案件について事業概算額や運営維持管理上・環境社会配慮上の留意点、先方財政状況を踏まえたリスク等についても付記する。なお、事業概算額の提案にあたっては、過年度の対モルディブ無償資金協力の金額規模を参考値とすること。金額には本邦での造船・設備製造等を行った場合の輸送コストも含める。

⁴ 技術提案書では、候補案件及び優先案件の選定基準(案)を提案すること。

また、本調査の主眼は無償資金協力を通じた支援のニーズ確認とするが、もし調査の過程で他の支援形態（技術協力や海外投融資等）での支援が推奨されるニーズがあれば、併せて提言に含めること（これらについては以下（8）の作業は不要）。

（8）課題の分析及び対策の検討②（優先案件の実施計画策定）

候補案件リスト及び選定基準を踏まえ発注者と協議の上、優先案件（最低3件）を絞り込み、実施計画を策定する。実施計画には以下の項目を含める。

- 事業スケジュール
- 事業概算額
- 現地調達可能資機材・業者情報
- 対象となる土地等の所有権
- 本邦技術の具体的活用内容
- 案件の実施にあたり必要となる自然条件・測量調査等の仕様
- 環境社会配慮上及びジェンダー上の留意点

（9）現地説明

上記の内容を現地調査結果概要報告書（和英）にまとめ、発注者の確認を得た上で先方政府に対し調査結果の報告を行う。

【整理作業（2024年8月中旬～下旬）】

- （1） 収集情報の整理
- （2） JICA 南アジア部、社会基盤部への調査結果報告
- （3） ファイナル・レポートの最終化・提出

第5条 報告書等

（1） 調査報告書等

調査を踏まえ作成・提出する報告書等は以下の通り。

但し、契約上の成果品は4）ファイナル・レポートとする。

報告書名	形式	言語	部数
1) 業務計画書	電子データ	和文	1
2) 現地調査の実施方針・計画概要、質問票	電子データ	英文	1
3) 現地調査結果概要資料	電子データ	和文	1（和英）

		英文	
4) ファイナル・レポート	製本版及び電子データ	和文 英文	製本 5 (英のみ) CD-R 5 (英のみ) CD-R 3 (和英)

(2) その他書類等

- 1) 議事録等
- 2) 収集資料

(3) 報告書の仕様

報告書の印刷、CD-R の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：ファイナル・レポート目次案

ファイナル・レポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 要約
2. 調査の概要
 - 2-1. 背景
 - 2-2. 目的
 - 2-3. 調査日程
 - 2-4. 調査内容
 - 2-5. 主要面談者
3. モルディブ海上輸送全般に係る現状整理
 - 3-1. モルディブ政府の開発計画
 - 3-2. 政策・制度・方針・計画・法規制・予算状況・最新の省庁毎の所掌・権限
 - 3-3. 海上輸送サービスの実施体制・維持管理体制・需要予測・サービス毎の特徴等
 - 3-4. MTCC 概要（組織体制、能力、財政収支、補助金内容・規模・見通し等含む）
 - 3-5. 関連する経済・社会データ、自然条件データ
 - 3-6. INPFNPの事業進捗状況、運航体制、今後の計画、課題、予算状況
 - 3-7. INPFNP の船舶及びターミナルの詳細な仕様・設計案、課題
 - 3-8. 関係機関・他ドナー等の調査によるデータ、過去支援実績
4. 船舶・インフラ等の利用状況
 - 4-1. 自然条件
 - 4-2. 船舶の利用状況と課題
 - 4-3. インフラの整備状況と課題
5. 環境社会配慮
 - 5-1. 環境社会配慮にかかる現地法令、制度
 - 5-2. 事業実施上の全般的な留意事項
6. JICAによる協力量針に係る提言
 - 6-1. JICAによる協力量針（案）、候補案件リスト
 - 6-2. 優先案件にかかる実施計画
 - 6-3. 実施に向けた課題及び提言

以上

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「1. 技術提案書の作成に係る要件」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	本邦技術の活用（案）及び付加価値の発現方法	第4条（4）本邦技術の活用及び付加価値の発現
2	候補案件・優先案件の選定基準（案）	第5条（7）～（8）課題の分析及び対策の検討

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 4.5人月

(現地渡航回数：延べ2回)

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

1) 対象国及び類似地域：島嶼国及び沿岸国

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント

等)への再委託を認めます。

1) ダイビングによる海底状況調査

(5) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

- マレ島南岸護岸建設計画基本設計調査報告書 (1987)
https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_114_10405181.html
- マレ島海岸防災計画調査事前調査報告書 (1991)
https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_114_10909331.html
- マレ島海岸防災計画基本設計調査報告書 (1993) [11157245.pdf](#)
(jica.go.jp)
- 第2次マレ島護岸建設計画基本設計調査報告書 (1996) [11310885.pdf](#)
(jica.go.jp)
- 第3次マレ島護岸建設計画基礎設計調査報告書 (1998)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11413838.pdf>
- 第4次マレ島護岸建設計画基本設計調査報告書 (2000) [11586484.pdf](#)
(jica.go.jp)
- 強靱で安全な都市・地形形成に向けた気候変動対策に関する情報収集・確認調査 (2021) [openjicareport.jica.go.jp/pdf/12362620.pdf](#)
- 環境セクターにおける沖縄県等のリソースを活用した協力可能性に係る情報収集・確認調査 (2022) [12368890.pdf](#) (jica.go.jp)
- マレ首都圏気象災害情報収集・確認調査 (2022) [12368775.pdf](#)
(jica.go.jp)
- 高純度バイオディーゼル燃料(ReESEL)製造にかかるニーズ確認調査 (2025 終了予定)
https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/index.php?r=site%2Findex&rg%5B0%5D=&ct%5B0%5D=&ct%5B0%5D=&rg%5B1%5D=&ct%5B1%5D=&ct%5B1%5D=&rg%5B2%5D=&ct%5B2%5D=&ct%5B2%5D=&yf=&yt=&pj=&cp=%E3%82%B1%E3%82%A4%E3%83%8A%E3%83%B3&pf%5B0%5D=&pf%5B1%5D=&pf%5B2%5D=&os=&jc=&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（英語⇔ディベヒ語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（1）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

（2）業務の実施方針等

1）業務実施の基本方針

2）業務実施の方法

1）及び2）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3）作業計画

上記1）、2）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（2）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して

ください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとして下さい。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判 (縦)、原則として 1 行の文字数を 45 字及び 1 ページの行数については 35 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 4 月追記版))」を参照して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

「第 3 章 技術提案書作成要領」の 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「8. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締

結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境影響評価調査に係るダイバ一備上	「第2章第2条(6)環境社会配慮」 「第2章第5条【現地調査】(3)自然条件」	950,000円	環境調査費一式、人件費	再委託
2	資料等翻訳費		80,000円		一般業務費

(4) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3